

## 12 少年司法

### (1) 少年法の適用年齢の引き下げについて

2015（平成 27）年 6 月 17 日、公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が 18 歳に引き下げられた。「公職選挙法等の一部を改正する法律」附則 11 条が、「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上とされたことを踏まえ、…民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定していることを受け、2015（平成 27）年 9 月 24 日、自民党政務調査会は、少年法の適用年齢も 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げるべきとの提言を政府に提出した。

これを受け、法務省は、「若年者の刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施し、少年法の適用年齢引下げを含む若年者の刑事法制の在り方についての検討を開始し、2016（平成 28）年 12 月 20 日、とりまとめ報告書を発表した。これを踏まえて、2017（平成 29）年 2 月 9 日、「少年法の適用年齢引き下げの是非を含めた若年層に対する刑事法制の在り方」について、法務大臣が、法制審議会に諮問し、現在、同審議会では、検討を継続している。

なお、2018（平成 30）年 6 月 13 日、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法が成立し、2022（令和 4）年 4 月 1 日に施行されることとなった。

上記提言においては、民法をはじめとする各種法律において、「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満 18 歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の分かりやすさといった観点から、少年法の適用年齢も引き下げることが適当であるとされている。しかし、法律の適用対象年齢は、各法律の趣旨や目的に照らして、法律ごとに個別に検討されるべきものであり、選挙権年齢や民法の成年年齢と必ずしも連動すべきものではない。

少年法の目的は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」にある（少年法 1 条）。

少年について、刑罰ではなく、保護処分を予定しているのは、少年は、未成熟で発達途上にあり、可塑性が高いため、教育的処遇による効果が期待できるからである。また、犯罪に及ぶ少年には、成育歴や環境上の問題点などが背景にあることも多いため、心身鑑別や調査官調査等によるきめこまやかな対応が必要不可欠である。

少年法適用年齢を引き下げることになれば、18 歳、19 歳の者は、適切な時期に必要な処遇や働きかけを受けられなくなり、更生の機会が失われる恐れがある。

また、刑法犯少年は、2004（平成 16）年以降、年々減少傾向にある。

従って、現行少年法は、少年の更生及び再非行防止に十分機能しているため、今後も引き続き、少年法の適用年齢の引き下げには反対していくべきである。

### (2) 国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大について

2014（平成 26）年の少年法「改正」（同年 6 月 18 日施行）により、国選付添人制度の対象事件は、「死刑又は無期若しくは長期が 3 年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪」に拡大された。

しかし、他方で、検察官関与制度の対象事件も国選付添人制度の対象事件と同じ事件にま

で拡大された。さらに、少年刑の厳罰化が図られ、不定期刑の短期の上限は5年から10年、長期の上限は10年から15年に引き上げられ、無期刑の緩和刑の上限も、10年から20年の有期刑に引き上げられた。

少年法は、少年の成長発達権の保障を理念とするものであるが、検察官関与制度対象事件の拡大及び少年刑の厳罰化は、上記理念に反するものである。

すなわち、少年審判に、検察官が関与することにより、少年が委縮し、真実を語らなくなる可能性がある上、予断排除の原則や伝聞法則の適用がないため、成人以上に不利な立場に立たせることになる。また、少年刑の厳罰化は、少年を長期にわたり社会から隔絶させることになるため、社会復帰が困難となり、かえって少年の更生や再非行防止を妨げる恐れがある。

改正法の運用においては、上記理念が維持されていること、少年の更生及び再非行防止に十分に配慮されていること等を確認していく必要がある。

また、国選付添人制度の対象事件は拡大したものの、付添人選任の要否は家庭裁判所の裁量に委ねられている。従って、今後は、速やかに必要的国選付添となるよう法律改正を求めていくべきである。さらに、今後は、少年鑑別所に収容されたすべての少年に国選付添人の選任の保障がされるよう法律改正を求めていくべきである。

### (3) 被害者等の少年審判傍聴について

2008（平成20）年の少年法「改正」（同年12月15日施行）により、被害者等による少年審判の傍聴を許すことが出来る制度が導入された。

上記制度では、犯罪少年または触法少年（12歳未満を除く。）に係る事件で、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法211条（業務上過失致死傷等）の罪の事件について、被害者等から審判の傍聴の申出がある場合、裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況等を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができるものとされた（少年法22条の4）。

この点、少年審判は、懇切を旨として、和やかに行うものとされ（少年法22条1項）、かつ非公開としている（少年法22条2項）。これは、少年審判においては、和やかな雰囲気の中で、少年が率直に話をし、自己の非行について内省を深め、更生することが期待されているからである。

被害者等の少年審判の傍聴は、被害者と少年を直接対面させることになるため少年を委縮させたり、被害者等を意識した審判となることで少年審判の雰囲気が変容してしまうなど、本来の少年審判の目的が阻害されてしまう可能性がある。

そこで、上記の弊害が生じることなく、また、少年の健全育成の理念を損ねることのないよう、被害者等の少年審判傍聴が、適切に運用されることを確認していく必要がある。

### (4) 新少年院法・少年鑑別所法の施行について

2014（平成26）年6月、新たな少年院法及び少年鑑別所法が制定（2015（平成27）年6月1日施行）された。

これにより、少年院の種類が、従来の初等、中等、特別、医療の4種について、初等と中等が第1種、特別が第2種、医療が第3種となり、少年院で刑の執行を受ける者の収容施設

が第4種とされた。

また、少年院が、保護観察所との連携のもと、在院者の帰住先の確保・就労等の支援等の社会復帰支援を実施することとされた（少年院法44条）。少年院を出院する少年の中には、帰る場所がない者も少なくない。少年の更生及び再犯防止のため、上記の支援については、弁護士会としても積極的に関与していくべきである。

さらに、施設運営の透明性確保の観点から、すべての少年院及び少年鑑別所に視察委員会が設置された。視察委員会は、複数の外部有識者委員で構成され、うち一人は弁護士から選任されることになった。視察委員会の活動は、施設の第三者機関として、施設運営の状況を把握し、施設長に対して意見を述べることである。視察委員会の活動が充実したものとなるよう適任者を推薦するとともに、支援していく必要がある。